



# 長野県報

8月19日(月)  
平成25年  
(2013年)  
第2498号

## 目次

### 告示

公共測量の実施(建設政策課) ..... 1

### 公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(3件)(県民協働・NPO課) ..... 1

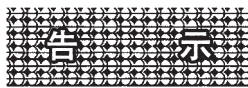
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(11件)(経営支援課) ..... 2

特定調達契約に係る一般競争入札(道路建設課) ..... 8

特定調達契約に係る一般競争入札(企業局) ..... 11

特定調達契約に係る落札者の決定(会計課) ..... 12

特定調達契約に係る落札者の決定(東北信運転免許課) ..... 12



### 告示

#### 長野県告示第442号

長野市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成25年8月19日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量(街区基準点復旧測量)

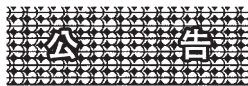
2 作業期間

平成25年7月1日から平成25年12月20日まで

3 作業地域

長野市

建設政策課



### 公告

#### 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年8月19日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成25年8月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人キャンプウェル

3 代表者の氏名

中島 豊

4 主たる事務所の所在地

上田市天神4丁目18番13号

5 定款に記載された目的

この法人は、主に児童、障害者、高齢者、災害罹災者などの社会的弱者に対して、社会福祉の理念を活かした野外活動や自然体験活動に関する事業及び体験などの場を通じて、人間形成、健康増進、子どもの健全育成、環境保護、災害救助、地域づくりなどを行うことを目的とする。

県民協働・NPO課

#### 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年8月19日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成25年8月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人就労支援センターホープ

3 代表者の氏名

三澤 準

4 主たる事務所の所在地

松本市大字今井1535番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、障害者の自立を目指して、就労支援及び生活支援を基軸とし、障害者の働く場の開拓、職業訓練、また生活技術習得訓練等を行う。併せて障害者の生活に必要なサービスの提供、障害者・家族等にかかわる相談活動、調査・研究活動、情報提供活動、交流活動に関する事業を行うことにより、障害者・家族等の福祉の増進を図り、もって社会福祉に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年8月19日

長野県知事 阿部 守一

## 1 申請のあった年月日

平成25年8月6日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人しらがね

## 3 代表者の氏名

岩 渕 州 宏

## 4 主たる事務所の所在地

松本市沢村3丁目5番30号

## 5 定款に記載された目的

この法人は、地域の0才から18才までの子どもたちに対して、地域の子どもを地域で育てるために、子どもの健全育成、未就学幼児の親子健全育成に関する事業を行い、より豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年8月19日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半スーパーセンター箕輪店

上伊那郡箕輪町959-1 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社綿半ホームエイド

長野市南長池205

## 3 変更する事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	下島 憲秋

(変更後)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	御堂島 司

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	下島 憲秋

(変更後)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	御堂島 司

## 4 変更した年月日

平成25年6月20日

## 5 届出年月日

平成25年7月24日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成25年8月19日から平成25年12月19日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年8月19日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半ホームエイド伊那店

伊那市大字西町5352-32ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
カゴメ株式会社

愛知県名古屋市中区錦3-14-15

- 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	下島 憲秋

(変更後)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	御堂島 司

- (2) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 伊那市大字伊那5352-32ほか

(変更後) 伊那市大字西町5352-32ほか

- 4 変更した年月日

3 (1) 平成25年6月20日

3 (2) 平成20年8月4日

- 5 届出年月日

平成25年7月24日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間

平成25年8月19日から平成25年12月19日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年8月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半スーパーセンター長池店

長野市南長池487ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社綿半ホームエイド

長野市南長池205

- 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	下島 憲秋

(変更後)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	御堂島 司

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	下島 憲秋

(変更後)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	御堂島 司

- 4 変更した年月日

平成25年6月20日

- 5 届出年月日

平成25年7月25日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間

平成25年8月19日から平成25年12月19日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年8月19日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半ホームエイド川中島店

長野市金井田177ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

酒井忠行

長野市川中島町御厨1775

## 3 変更する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	下島 憲秋

(変更後)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	御堂島 司

## 4 変更した年月日

平成25年6月20日

## 5 届出年月日

平成25年7月25日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成25年8月19日から平成25年12月19日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年8月19日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半ホームエイド檀田店

長野市大字檀田179ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社綿半ホームエイド

長野市南長池205

## 3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	下島 憲秋

(変更後)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	御堂島 司

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	下島 憲秋

(変更後)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	御堂島 司

(3) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 長野市檀田土地区画整理事業区域内32-2-2ほか

(変更後) 長野市大字檀田179ほか

## 4 変更した年月日

3 (1)、(2) 平成25年6月20日

3 (3) 平成17年2月28日

## 5 届出年月日

平成25年7月25日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成25年8月19日から平成25年12月19日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする

する者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年8月19日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半ホームエイド稲里店

長野市稲里町下水鉋834-34ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社綿半ホームエイド

長野市南長池205

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	下島 憲秋

(変更後)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	御堂島 司

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	下島 憲秋

(変更後)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	御堂島 司

4 変更した年月日

平成25年6月20日

5 届出年月日

平成25年7月25日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年8月19日から平成25年12月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12座振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年8月19日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半ホームエイド須坂店

須坂市大字高梨245ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社綿半ホームエイド

長野市南長池205

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	下島 憲秋

(変更後)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	御堂島 司

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	下島 憲秋

(変更後)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	御堂島 司

4 変更した年月日

平成25年6月20日

5 届出年月日

平成25年7月25日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年8月19日から平成25年12月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12座振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課



光課

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年8月19日

長野県知事 阿部守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半スーパーセンター千曲店

千曲市大字内川770

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社綿半ホームエイド

長野市南長池205

## 3 変更する事項

## (1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) 綿半スーパーセンター千曲店

(変更後) 綿半スーパーセンター千曲店

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	下島 憲秋

(変更後)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	御堂島 司

## (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	下島 憲秋

(変更後)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	御堂島 司

## 4 変更した年月日

平成25年6月20日

## 5 届出年月日

平成25年7月25日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観

光課

## 7 縦覧の期間

平成25年8月19日から平成25年12月19日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観  
光課

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年8月19日

長野県知事 阿部守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半ホームエイド諏訪店

諏訪市上川3-2391ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社綿半ホームエイド

長野市南長池205

## 3 変更する事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	下島 憲秋

(変更後)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	御堂島 司

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	下島 憲秋

(変更後)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	御堂島 司

## 4 変更した年月日

平成25年 6月20日

5 届出年月日

平成25年 7月25日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年 8月19日から平成25年12月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5月19日付け12産振第137号)様式第 8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

経営支援課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年 8月19日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

高井富士ショッピングセンター

中野市松ノ木1236-3 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

3 変更する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	下島 憲秋

(変更後)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	御堂島 司

4 変更した年月日

平成25年 6月20日

5 届出年月日

平成25年 7月25日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県北信地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年 8月19日から平成25年12月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5月19日付け12産振第137号)様式第 8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県北信地方事務所商工観光課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年 8月19日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半ホームエイド松本芳川店

松本市大字野溝西1930ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社綿半ホームエイド

長野市南長池205

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	下島 憲秋

(変更後)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	御堂島 司

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	下島 憲秋

(変更後)

名称	代表者氏名
株式会社綿半ホームエイド	御堂島 司

(3) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 松本市大字芳川野溝1930ほか

(変更後)松本市大字野溝西1930ほか

- 4 変更した年月日  
3(1)、(2) 平成25年6月20日  
3(3) 平成21年2月27日
- 5 届出年月日  
平成25年7月25日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成25年8月19日から平成25年12月19日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年8月19日

長野県松本建設事務所長 波 間 寛

- 1 入札に付する事項
- (1) 工事名  
平成25年度 防災・安全交付金(道路)工事
- (2) 工事箇所名  
一般国道403号 東筑摩郡筑北村～安曇野市 矢越防災(新矢越トンネル)
- (3) 工事概要  
トンネル工(NATM工法)  
L=1,043.0m W=6.0(7.0)m
- (4) 工期  
平成26年2月長野県議会定例会議決の日から約1,090日間  
(債務負担行為設定済み)
- (5) 落札方式  
本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を適用する工事です。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
本工事は競争入札参加資格は、次に掲げる要件を満たす任意の3者を構成員とする特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)とします。
- (1) 特定JVの各構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。
- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- イ 長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成4年長野県告示第640号)により土木一式工事の認

定を受けていること。

- ウ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- エ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により土木一式工事に係る特定建設業の許可を有していること。
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- カ 長野県における県税の滞納がない者であること。
- キ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と経営上密接な関連がある者でないこと。
- ク 他の特定JVの構成員と経営上密接な関連がないこと。
- ケ 他の特定JVの構成員として本件入札に参加している者でないこと。
- コ 役員(事実上経営に参画している者を含む。)が、長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- サ 最小出資比率は、20パーセント以上であること。
- (2) その他次に掲げる要件を全て満たしていること。
- ア 特定JVの構成員のうち、出資比率が最大のもの(以下「代表者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たしていること。
- (7) 元請として、NATM工法による延長1,000m以上かつ2車線以上の道路トンネル工事で、平成10年4月1日から平成25年8月18日までの間(以下「過去15年間」という。)に竣工したものの施工実績を有する者であること。この場合において、当該施工実績が特定JVとしてのものである場合にあっては、出資比率20パーセント以上の代表者としてのものに限り、
- (4) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できる者であること。
- a 一級土木施工管理技士の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証を有していること。
- b NATM工法による内空断面45㎡以上のトンネル工事で、過去15年間に竣工したものの主任技術者又は監理技術者としての経験を有すること。
- (7) 平成25、26年度の長野県建設工事入札参加資格審査における経営事項審査結果通知書の土木一式工事の総合評定値(新客観点数を除く。)が1,400点以上であること。
- イ 特定JVの構成員のうち、出資比率が代表者に次いで大きいものは、次に掲げる要件を全て満たしていること。
- (7) 元請として、NATM工法による2車線以上の道路トンネル工事で、過去15年間に竣工したものの施工実績を有する者であること。この場合において、当該施工実績が特定JVとしてのものである場合にあっては、出資比率20パーセント以上の構成員としてのものに限り、
- (4) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できる者であること。
- a 一級土木施工管理技士の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証を有していること。



b N A T M工法によるトンネル工事で、過去15年間に竣工したものの主任技術者又は監理技術者としての経験を有すること。

(ウ) 平成25、26年度の長野県建設工事入札参加資格審査における経営事項審査結果通知書の土木一式工事の総合評定値(新客観点数を除く。)が1,000点以上であること。

ウ 特定JVの構成員のうち、出資比率が最小のものは、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(7) 一級土木施工管理技士の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証を有している主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できる者であること。

(4) 平成25、26年度の長野県建設工事入札参加資格審査における経営事項審査結果通知書の土木一式工事の総合評定値(新客観点数を除く。)が800点以上であること。

### 3 総合評価落札方式

(1) 本件入札は、総合評価落札方式による入札であり、総合評価落札方式実施要領(平成21年5月26日付け21建政技第83号)及び特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札実施要領(平成21年7月1日付け21建政技第159号)を適用します。

(2) 総合評価の形式

本件総合評価は、技術等提案型です。

(3) 総合評価の落札者決定基準(評価項目及び配点)

総合評価の落札者決定基準(評価項目及び配点)は、次のとおりとします。なお、簡易型の評価点における工事成績の評価は、公告日現在の工事成績評定点を基準として行い、建設マネジメントの評価は、公告日の直近の経営事項審査の結果を基準として行います。

ア 総合評価点

価格点+価格以外の評価点

イ 価格点:配点70点

ウ 価格以外の評価点

簡易型の評価点+技術提案の評価点:配点30点

(7) 簡易型の評価点:配点6.5点

a 工事成績:配点5点

b 建設マネジメント:配点1.5点

(4) 技術提案の評価点:配点23.5点

a 施工計画:配点6点

b 残土処理計画:配点4.5点

c 環境対策・安全対策:配点6点

d 地域貢献策:配点7点

(4) 価格以外の評価点の公表及び評価結果に対する疑義照会

ア 価格以外の評価点の公表

価格以外の評価点は、平成25年10月21日(月)にインターネットホームページの「入札情報システム」(以下「入札情報システム」という。)(<https://www.ppi.e-nagano.lg.jp/e-bidPPIPublish/EjPPIj>)へ掲載します。なお、簡易型の評価点については、あらかじめ平成25年10月7日(月)に入札情報システムへ掲載します。

イ 評価結果に対する疑義照会

簡易型の評価点について疑義がある場合は、平成25年10月8日(火)から平成25年10月9日(水)午後5時までの間に、次のとおり書面等を提出して説明を求めることができます。なお、技術提案の評価点については、疑義照会を受け付けま

せん。

(7) 提出場所

4(2)のとおり

(4) 提出方法

原則として所定の用紙に必要事項記載の上ファックスにより提出してください。その際、疑義の根拠資料を併せて提出してください。

(ウ) 回答方法

原則としてファックスにより回答します。

(5) 技術提案等に対するヒアリング

提出された技術提案等に対するヒアリングを平成25年10月11日(金)(時間及び場所等は別途連絡します。)に行う予定です。詳細は、入札説明書に記載のとおりです。

(6) 価格以外の評価内容の確保等

ア 落札候補者との契約前に、工事成績若しくは建設マネジメントの評価において基準とした事実又は技術提案の内容が虚偽のものであることが確認された場合は、当該落札候補者とは契約しないものとします。

イ 落札者が技術提案等の内容について提案どおり実施できなかった場合にあっては、次のとおり取り扱うものとします。

(7) 技術提案等の内容と実施した内容に著しい差異があるときは、建設工事標準請負契約約款(平成8年2月27日付け7監第487号)第46条第1項第4号による契約解除を行うことができるものとします。

(4) 虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、入札参加停止等の措置を講ずることとします。

(ウ) 契約金額について、契約金額から変更後の価格点(総合評価点から実施内容に応じて再計算した技術提案の評価点を控除した点数)に相当する金額を控除して得た額を減額します。

(4) 本工事について、工事成績評定においてマイナス評価をします。

ウ 自然災害等の不可抗力の場合を除き、技術提案等の内容によることが困難で工事費が増額する場合にあっては、設計変更等は、原則として行わないものとします。

(7) 落札候補者の決定

本件入札においては、総合評価点の最も高い者を落札候補者とします。ただし、同点の場合は当該者にくじを引かせ落札候補者を決定します。

### 4 設計図書等の閲覧等及び問い合わせ先

(1) 設計図書等の閲覧等

ア 本工事に係る入札説明書、設計書(いわゆる金抜き設計書)、位置図、図面(縮小版)、条件明示書、仕様書及び各種計算書等の図書(以下「設計図書等」という。)の閲覧期間及び閲覧場所は、次に掲げるとおりです。

(7) 閲覧期間

平成25年8月19日(月)から平成25年9月27日(金)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(4) 閲覧場所

(2)のとおり

イ 設計図書等は、平成25年8月19日(月)から、入札情報シ

ステムからダウンロードすることができます。

ウ 設計図書等に対する質問及び回答

入札に参加を希望する者が設計図書等について質問がある場合は、平成25年8月20日(火)から平成25年9月2日(月)午後5時まで、(2)の場所に、質問書を提出することができます。

質問書に対する回答は、平成25年8月21日(水)から平成25年9月9日(月)までの間、順次入札情報システムに掲載して行うこととし、直接回答することはありません。

公平性及び透明性確保の観点から質問書の内容は原則全て公開するので、企業秘密など公開されたくない内容を含む質問書は提出しないでください。したがって、各特定JVが提案しようとする技術提案に係る質問書は、原則として受け付けないことになります。

(2) 閲覧場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 390-0852

長野県松本市大字島立1020

長野県松本建設事務所総務課工事事務係

電話 0263(40)1895

ファックス 0263(47)8718

メールアドレス matsuken-somu@pref.nagano.lg.jp

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札に必要な提出書類

本件入札に参加する特定JVは、入札時に次の書類(以下「入札書等」という。)を提出してください。なお、入札書等は、一括して提出することとなるので注意してください。

ア 入札書

イ 一般競争参加資格等確認申請書

ウ 一般競争参加資格等確認資料

エ 工事費内訳書等

オ 総合評価落札方式価格以外の評価点申請書

(7) 簡易型の評価点申請書

(4) 技術提案書及び技術提案参考資料

カ 入札参加資格の付与を受けていない者にとっては、当該資格の付与のための書類

(3) 入札書等の提出及び開札

ア 入札書等の提出

入札書等は、次の場所に郵送で提出するものとし、平成25年9月27日(金)を配達日とする一般書留又は簡易書留のいずれかの方法による配達日指定郵便としてください。配達日指定郵便として郵便局へ差し出せるのは、県内でも配達指定日の前々日までとなりますので、あらかじめ郵便局に確認してください。

なお、質問回答において、応札のための積算に関わる事項を入札情報システムに掲載することがありますので、入札書等の郵便局の差出しは、平成25年9月20日(金)以降としてください。

郵便番号 390-0852

長野県松本市大字島立1020

長野県松本建設事務所総務課工事事務係

イ 開札

(7) 開札の日時

平成25年10月22日(火) 午後2時

(4) 開札の場所

長野県松本市大字島立1020

長野県松本合同庁舎 4階403号会議室

(9) 開札の執行

開札執行回数は、1回とします。開札において予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、最低入札価格の入札者名及び入札金額を読み上げ、開札を終了するものとします。

ウ 開札状況の公表

開札状況は、平成25年10月24日(木)に入札情報システムへ掲載します。

(4) 低入札価格調査制度の調査基準価格等の適用

本件入札は、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領(平成15年4月14日付け15監技第7号)第3第1号に規定する「調査基準価格」及び同第3号に規定する「契約後調査基準価格」を適用し、同第2号に規定する「失格基準価格」は適用しません。

(5) 特別重点調査の適用

本件入札は、特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札実施要領第9の2に規定する「特別重点調査」を適用し、低入札価格調査制度対象工事にかかる特別重点調査の試行について(平成23年6月24日付け23建政技第128号)により調査を実施します。

ただし、調査基準価格に該当しない場合、この規定は適用しないものとします。

(6) 入札保証金

入札参加者である特定JVは、見積もった総額(消費税額及び地方消費税額を含む金額)の100分の5以上の入札保証金を、入札説明書に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

また、次のいずれかに該当するときは、これを納付しないことができます。ただし、入札保証金を納付しなかった者が落札した場合において、当該落札者が契約を締結しないときは、納付しなかった金額に相当する金額を納付しなければなりません。

ア 入札参加者である特定JVが保険会社との間に、長野県を被保険者とする入札保証契約を締結し、かつ、当該保証保険契約書を提出して確認を得たとき。

イ 入札参加者である特定JVの代表者が、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有するとき、又はこれに準ずる実績を有し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認めるとき。

(7) 契約保証金

請負代金の100分の10以上とします。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合は、納付する必要はありません。また、銀行又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。なお、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、

契約保証金を免除します。

## (8) 入札書の無効等

ア 入札心得第14条に掲げる入札書等は、不受理とします。

イ 入札心得第15条及び第16条並びに入札説明書12に掲げる入札書は、無効とします。

## (9) 契約書作成の要否

必要とします。

## (10) 契約の締結

本公告に係る契約については、落札者の決定後、建設工事請負仮契約を締結し、長野県議会の議決後に本契約を締結します。

## (11) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無無し

(12) 入札参加資格の付与を受けていない者であっても上記(2)の入札書等を提出することができますが、入札に参加するためには、平成25年10月21日(月)までに、当該資格の付与を受け、かつ、一般競争参加資格等の確認を受けなければなりません。

## 6 その他

詳細は、入札説明書、特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札公告〔共通事項〕(以下「公告〔共通事項〕」という。)及び特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札入札心得(以下「入札心得」という。)によります。なお、公告〔共通事項〕と入札心得は、長野県公式ホームページの「一般競争入札・公募型指名競争入札及び公募型プロポーザル方式等による技術提案書の公募に係る公告等について」(<http://www.pref.nagano.lg.jp/doboku/kanri/kensetu/youken/youken-top.htm>)からダウンロードすることができます。

## 7 Summary

## (1) Nature of the construction required :

Nationally subsidized project for a road to Chikuhoku Village : Construction of the Shin-yagose Tunnel

## (2) Deadline for submission of application forms and relevant documents by Delivery Date Specified

Mail (Haitatsubi shitei yubin) :  
September 27, 2013

## (3) Time and place of bid opening :

Time: 2 PM, October 22, 2013

Place: Conference Rooms 403, 4th Floor,  
Matsumoto Consolidated Prefectural Office  
Building (Godochosha),  
1020 Shimadachi, Matsumoto City, Nagano  
Prefecture

## (4) Contact point for tender documents :

General Affairs Division, Matsumoto Construction  
Office, Nagano Prefectural Government  
1020 Shimadachi, Matsumoto City, Nagano Prefecture  
390-0852 Japan  
TEL +81-263-40-1895(Japanese only)  
FAX +81-263-47-8718  
E-mail matsuken-somu@pref.nagano.lg.jp

道路建設課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年 8月19日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 岩 嶋 敏 男

## 1 入札に付する事項

## (1) 借入をする物品及び数量

ア 借入をする物品

県営水道料金計算事務用サーバその他事務機器 (詳細は仕様書のとおり)

イ 数量

仕様書のとおり

## (2) 物品の特質

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 借入期間

平成25年12月1日から平成30年11月30日まで (地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

## (4) 借入場所

長野県企業局川中島水道管理事務所

長野市川中島町四ツ屋100

長野県企業局上田水道管理事務所

上田市諏訪形613番地

長野県企業局

長野市大字南長野字幅下692-2

## (5) 入札方法

1月当たりの貸借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(5) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企業局水道事業係

電話 026(235)7381

## 4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年9月30日(月) 午後2時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県企業局 分室

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年9月18日(水)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合、長野県公営企業管理者職務執行者長野県企業局長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:  
Prefectural water rate calculation system

(2) Lease Duration:

From December 1, 2013 until November 30, 2018

(3) Delivery Places:

Ueda Water Supply Management Office  
Kawanakajima Water Supply Management Office  
Public Enterprise Bureau, Nagano Prefecture

(4) Contact place for information about the tender:

Description / conditions / and other inquires:  
Public Enterprise Bureau, Nagano Prefecture  
692-2 Habashita, Minami Nagano, Nagano City  
TEL: 026-235-7381 (Japanese Only)

(5) Time and place for the tender and bid opening:

Time: 2:00PM, September 30, 2013

Place: Public Enterprise Bureau Annex Room, Nagano  
Prefectural Government 7F

企業局

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成25年8月19日

長野県警察本部長 佐々木 真 郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量  
車両用信号灯器 1,136灯  
歩行者用信号灯器 1,010灯  
車両用矢印灯器 147灯
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
(1) 名 称 長野県警察本部警務部会計課  
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 3 落札者を決定した日  
平成25年8月6日
- 4 落札者の名称及び所在地  
(1) 名 称 コイト電工株式会社 本社営業部  
(2) 所在地 横浜市戸塚区前田町100番地
- 5 落札金額  
79,608,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日  
平成25年6月20日

会 計 課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成25年8月19日

長野県警察本部交通部運転免許本部

東北信運転免許課長 高 野 信 之

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
電子署名生成装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
(1) 名 称 東北信運転免許課  
(2) 所在地 長野市川中島町原704-2
- 3 落札者を決定した日  
平成25年7月31日
- 4 落札者の名称及び所在地  
(1) 名 称 株式会社J E C C  
(2) 所在地 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額  
1月当たりの賃借額 792,750円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日  
平成25年6月20日

東北信運転免許課